

05

推進の仕組みと体制

1. 推進の仕組み

・PDCA サイクルを活用した計画の着実な推進

取組事項に掲げた環境施策を計画的かつ効果的に実施していくためには、その効果を的確に把握し、必要に応じて柔軟に見直すことで、継続的に改善を図っていくことが重要です。

そこで、毎年度、取組事項ごとに具体的な行動計画を策定し（Plan）、行動計画に基づいて着実に実施し（Do）、実施結果について環境監査等を通じて検証し（Check）、検証結果を見直しにつなげる（Action）一連のPDCAサイクルを活用し、着実に計画を推進していきます。

<環境監査>

行動計画に基づく各職場での取組状況を確認し、その結果を取組内容の改善や向上、環境5か年計画の運用の見直しにつなげることを目的として、水道局職員による環境監査を実施し、経営層へ報告します。

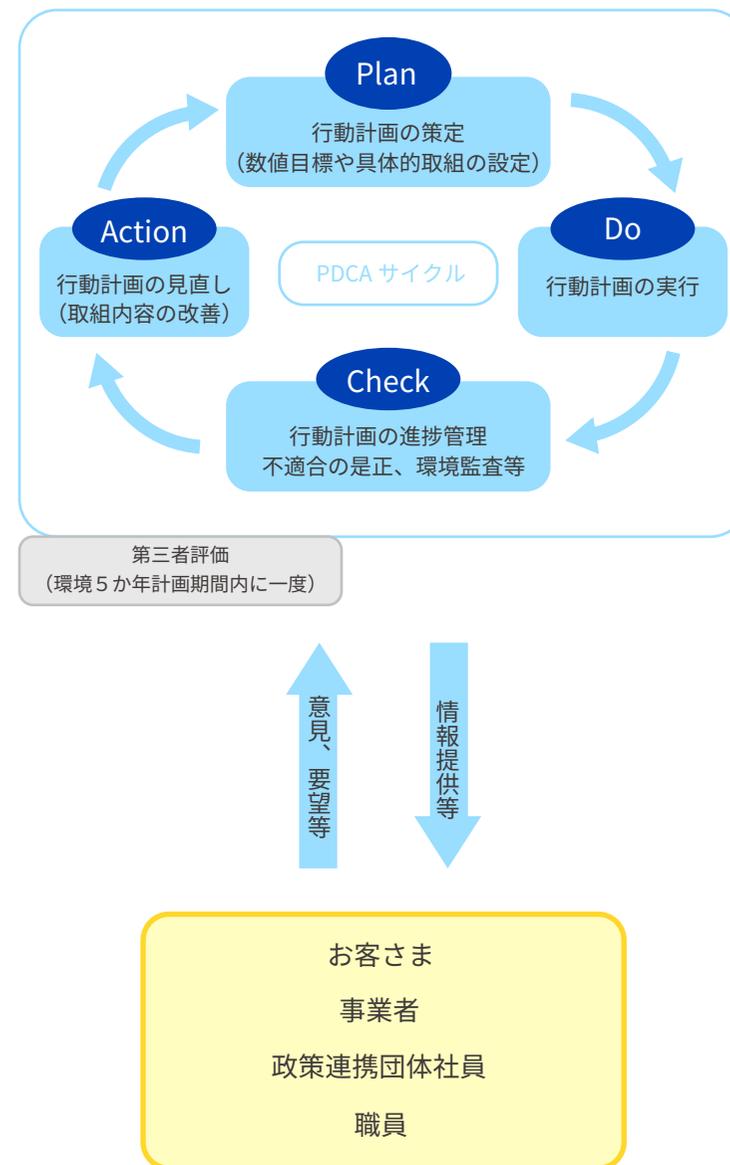
また、環境監査を通じて把握した優良事例や改善点等については、環境管理事務局が集約し、全職員へのフィードバックを行うことにより、局内に展開し、確実にActionにつなげていきます。

・第三者評価

環境計画の推進の仕組みの妥当性などに関して、専門的知識を有する第三者による評価を受け、その客観性を確保するとともに、運営方法や取組事項の見直しにいかしていきます。

・双方向のコミュニケーション

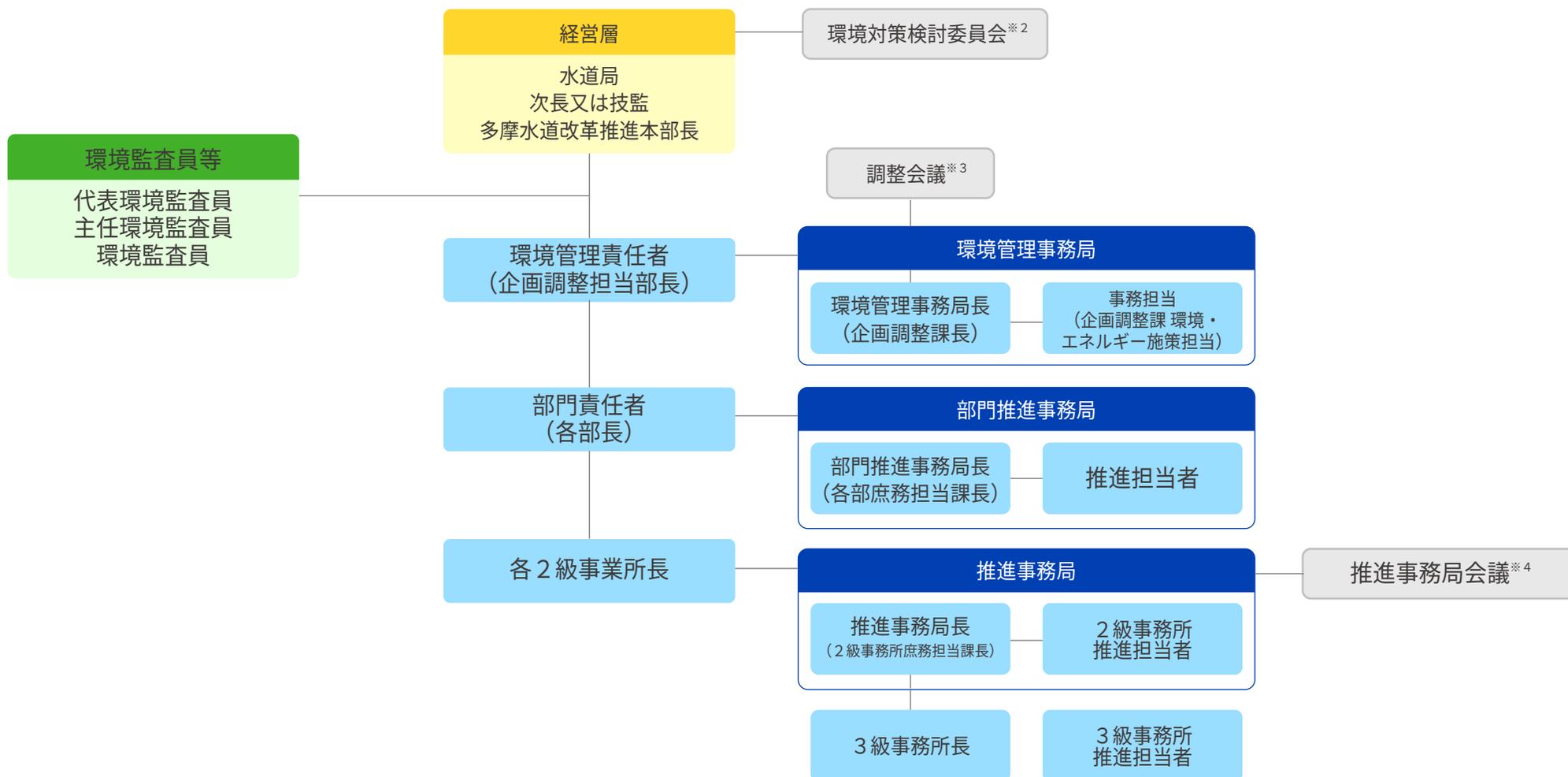
お客さまをはじめとした関係者や職員へ適切に情報提供を行い、公営企業としての説明責任を果たすとともに、意見や要望等を可能な限り施策に反映させていきます。こうした双方向のコミュニケーションを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に運用していきます。



2.推進体制

環境5か年計画を効果的に運用していくための推進体制は、下図のとおりです。^{※1}

全ての部署に推進担当者を設置するなど、局を挙げた推進体制を構築し、環境施策に取り組みます。



部：総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部及び多摩水道改革推進本部施設部
 2級事業所：研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、支所、浄水管理事務所、建設事務所及び給水管理事務所
 3級事業所：取水管理事務所、貯水池管理事務所、営業所、浄水場及び給水事務所

※1 組織改編等に伴い、役職名等に変更が生じる場合があります。 ※3 複数の実施部署に関わる事項について調整をする必要があるときに、審議を行う。

※2 施策の進捗管理、新たな施策の検討等の役割を担う。

※4 実施部署における共通の取組に関する検討及び情報共有を行う。